

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年11月4日

香川県監査委員 林 勲
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

平成26年度行政監査結果に対する措置状況

県が加入している保険契約について

個別意見	措置状況
ア 県立美術館等における各種保険について、加入の要否、保険対象、補償内容、契約手続等に関する考え方を整理すること。（文化振興課）	ア 県立美術館等の各種保険の加入等に関する方針を次のとおりとした。 (ア) 施設賠償責任保険 全ての県立美術館等において、施設賠償責任保険に加入する。 (イ) 動産総合保険 従前どおり、原則として1,000万円以上の収蔵作品を保険対象とする。ただし、東山魁夷せとうち美術館は、同館が東山魁夷画伯の作品寄贈を機に設立された経緯を勘案し、引き続き全作品を保険対象とする。 (ウ) フローター展示一貫保険 全ての県立美術館等において、原則として、保険契約者は運送業務委託事業の受託者とし、被保険者は作品所有者とする。
イ 公用車の交通事故について、その原因の分析や職員への注意喚起などにより、事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。（総務学事課・警察本部会計課）	イ 平成26年度上半期の事故について発生場所や発生状況、過失の有無を整理した上で、平成26年10月に、職員に対して、公用車運転中の事故防止について事故の特徴を挙げて注意喚起する通知を行った。今後も引き続き、事故の特徴を整理して必要に応じて注意喚起を行う等、事故発生の未然防止に取り組む。（総務学事課） 引き続き、各種会議や各所属の朝礼時など、機会あるごとに全職員に対して発生原因や防止対策などについての指導を徹底するとともに、運転技術の向上訓練など、多角的な取組を実施し交通事故防止に努める。（警察本部会計課）

ウ 職員海外派遣に係る海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理すること。（人事・行革課）	ウ 現在加入している海外旅行総合保険について、損害保険（傷害治療費用・疾病治療費用）部分は、公務災害補償との併給は事実上あり得ないが、傷害保険（傷害死亡・後遺障害）部分は、公務災害認定の有無にかかわらず支給されるため併給となる場合がある。保険契約は既存商品から選定するしかない中で、公務災害を対象外とする商品は無く、現在加入している保険が最も適当であると判断したものである。テロや災害、伝染病等の不慮の事故に遭う危険が伴う海外での勤務を命ずる使用者の責任として、県費負担による保険加入は必要であり、引き続き、複数の保険商品を比較、検討した上で、利便性が高く国際情勢や勤務地域の実情に最も適した保険に加入する。
エ ヘリコプターに係る航空保険で公務中の職員が対象に含まれるものについて、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。（危機管理課・警察本部地域課）	エ 県職員が、防災及び県警ヘリコプターに搭乗中、事故等により傷害、死亡等の災害を被った場合には、公務災害補償制度による補償と、現在加入している航空保険（搭乗者に係る保険）による補償を受けることとなる場合がある。しかし、災害時には搭乗者全員が一般県民など県職員以外の者となる可能性もあることから、本件保険契約では、被保険者について県職員とその他の者に区分せず、搭乗者の定員を被保険者数としている。また、保険料も被保険者の区分により増減するものではないことから、今後も被保険者に県職員を含め搭乗者とした形で保険契約を継続することとする。（危機管理課）
	警察職員が、県警察ヘリコプターに搭乗中、事故等により傷害、死亡等の災害を被った場合には、公務災害補償制度による補償と、現在加入している航空保険（搭乗者に係る保険）による補償を受けることとなる場合がある。しかし、災害時には搭乗者全員が一般県民など警察職員以外の者となる可能性もあることから、本件保険契約では、被保険者について警察職員とその他の者に区分せず、搭乗者の定員を被保険者数としている。また、保険料

	も被保険者の区分により増減するものではないことから、今後も被保険者に警察職員を含め搭乗者とした形で保険契約を継続することとする。（警察本部地域課）
オ 賠償責任保険の対象でない未供用区間の道路については、事故防止策を徹底するよう引き続き取り組むこと。（道路課）	オ 事故後、土木事務所等に対し、未供用区間の建設工事現場等における安全対策の徹底を図るよう通知するなど、指導を行った。
カ 同一施設について、県と指定管理者がそれぞれ施設賠償責任保険に加入している場合は、指定管理者の保険に県を追加被保険者としてことで保険料支出の縮減ができるか検討すること。（港湾課）	カ 平成27年度末で現在の指定管理者の指定期間が満了するため、平成28年度からの新たな協定では、指定管理者が施設賠償責任保険に加入した上で、県を追加被保険者とすることを条件とする。
キ 県が管理する港湾施設の施設賠償責任保険について、経済性・効率性の観点から、保険期間をそろえて、一括して保険契約ができるか検討すること。（港湾課）	キ 平成27年5月に一部の保険の保険期間が満了するのに併せて、現在保険の対象としている全ての施設について保険期間をそろえて一括で契約した。
ク 医療事故発生の未然防止に引き続き取り組むこと。（中央病院・白鳥病院）	ク 医療事故発生を防ぐためには、職員相互の情報共有やコミュニケーション力向上が不可欠であることから、平成26年度から、従来の医療安全研修の推進に加え、全病院職員を対象とした「チームSTEPPS」（チームでの医療安全に取り組む方法）研修を実施し、医療安全のより一層の向上に取り組んでいる。
ケ インターンシップに係る各種保険の内容を確認し、教育委員会として、各学校の実態に合わせた保険加入となるよう指導すること。（高校教育課・特別支援教育課）	ケ 平成27年4月に、全ての県立高校に対して、保険の対象、目的、金額等の設定や契約の相手方の選定が適正なものとなっているか確認するよう通知するとともに、県立学校校長会（特別支援学校を含む。）で再度周知した。また、平成28年度からは、インターンシップや職場体験実習に参加する全ての生徒について、インターンシップ活動保険（賠償責任保険のみ）に加入することとする。
コ 修学旅行に係る旅行総合保険について、同保険における傷害保険と公務災害補償制度との関係を整理すること。（高校教育課）	コ 現在加入している旅行総合保険の中の傷害保険部分については、公務災害認定の有無にかかわらず支給されるため、公務災害補償と併給となる場合がある。このため、公務災害補償との併給が生じないよう、旅行総合保険の加入内容の見直しを検討している。一方、海外への修学旅行については、国内とは状況が異なり、テロや災害、伝染病等の不慮の事

	<p>故に遭う危険性があり、安全確保に万全を期す必要がある。このため、海外での用務を命ずる使用者の責任として、県費負担による保険加入は必要であり、引き続き、複数の保険商品を比較・検討した上で、利便性が高く国際情勢や勤務地域の実情に最も適した保険に加入する。</p>
サ 香川丸の遠洋航海に係る海外旅行総合保険の加入について、公務災害補償との関係を整理した上で、最近の国際情勢等も踏まえながら、保険内容や保険料の県費負担等、保険加入に係る考え方を県として整理すること。（高校教育課）	<p>サ 現在加入している海外旅行総合保険の中の傷害及び疾病治療費については、公務災害補償との併給は事実上あり得ないが、傷病死亡及び後遺障害については、併給となる場合がある。しかし、遠洋航海実習では、ほぼ常時海外の海上での活動及び生活であり、海への転落や他船との衝突など通常の用務では生じ得ない危険性がある。このため、用務を命ずる使用者の責任として、県費負担による保険加入は必要であり、引き続き、複数の保険商品を比較・検討した上で、利便性が高く国際情勢や勤務地域の実情に最も適した保険に加入する。</p>